

○事前評価の結果の政策への反映状況

<研究事業に関する事業評価(事前評価)>

	事業	評価結果の概要	評価結果の政策への反映状況
1	厚生労働科学研究費補助金による研究事業	必要性、効率性、有効性等の観点から総合的に評価を行った。 全ての事業において、必要性、効率性、有効性等が認められるとともに、「平成25年度 科学技術に関する予算等の資源配分方針」(平成24年7月30日総合科学技術会議決定)等で示されている評価の観点を満たしている。	27事業につき、平成25年度予算概算要求を行った。 ○平成25年度予算概算要求額：58,955百万円 (予算(案)：45,156百万円)
2	基礎研究推進事業費		1事業につき、平成25年度予算概算要求を行った。 ○平成25年度予算概算要求額：3,011百万円(予算(案)：3,049百万円)

※研究事業に関する事業評価書(事前評価)については、平成25年3月29日付けで総務省宛て送付している。

<租税特別措置に関する事業評価(事前評価)>

No.	事業	政策評価の結果の政策への反映状況
1	医療安全に資する医療機器等の導入に係る特別償却制度の適用期限の延長	対象機器の種類を見直した上で適用期限を延長するという税制改正要望を行った結果、平成25年度税制改正大綱において、所要の改正が盛り込まれた。
2	高額な医療用機器に係る特別償却制度の適用期限の延長	対象機器の種類を見直した上で適用期限を延長するという税制改正要望を行った結果、平成25年度税制改正大綱において、所要の改正が盛り込まれた。
3	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除	研究開発税制(総額型)について、税額控除額の上限を法人税額の2割から3割までの拡充という税制改正要望を行った結果、2年間の時限措置で、当該要望が認められたほか、特別試験研究費の範囲についても拡大が行われることとなった。
4	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置	研究開発税制(総額型)について、税額控除額の上限を法人税額の2割から3割までの拡充という税制改正要望を行った結果、2年間の時限措置で、当該要望が認められたほか、特別試験研究費の範囲についても拡大が行われることとなった。
5	医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置の創設	持分あり医療法人のうち、期限(最長3年間)を定めて持分なし医療法人への移行を進める医療法人について、医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置を創設するという税制改正要望を行った結果、認められなかった。
6	社会医療法人に対する寄附に係る寄附金控除等の創設	社会医療法人に対する寄附について、寄附金控除等の特例措置を創設するという税制改正要望を行った結果、認められなかった。
7	社会医療法人認定取消時の一括課税の見直し	社会医療法人の認定取消を受けた場合において、従前の剰余金が直ちに課税の対象とならない特例措置を創設するという税制改正要望を行った結果、認められなかった。
8	社会保険診療報酬の所得計算の特例の存続	特例措置を存続するものの、社会保険診療5,000万円以下の者のうち、自由診療収入を含めた医業収入が7,000万円以上の者を適用対象から除外する見直しを行うという税制改正要望を行った結果、平成25年度税制改正大綱において、所要の改正が盛り込まれた。
9	グリーン投資減税の見直し	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度について、その適用年度を2年延長することの税制改正要望を行った結果、平成25年度税制改正大綱において、所要の改正が盛り込まれることとなった。
10	サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長	サービス付き高齢者向け住宅の割増償却制度の適用期限を延長するという税制改正要望を行った結果、平成25年度税制改正大綱において、所要の改正が盛り込まれた。

11	パートタイム労働対策推進のための税制上の所要の措置	パートタイム労働者の雇用管理の改善につながる一定の取組（職務評価の導入、正社員又は短時間正社員転換等）を実施した事業主に対し、税制上の所要の措置を講じるという税制改正要望を行ったが、最終的に要望を取り下げた。
12	子ども・子育て関連3法に伴う税制上の所要の措置	政策結果を踏まえ、平成25年度税制改正要望を行った結果、要望の一部が認められ、子ども・子育て関連3法の円滑な施行に向けた幼保連携型認定こども園の設置に係る法人間の財産承継に係る所得税の特例措置及び幼稚園併設型認可外保育施設における保育料等の消費税の非課税措置を講ずることとされた。その他の要望項目については来年度以降引き続き要望する。
13	雇用促進税制の拡充	雇用者数が増加した場合等一定の要件を満たした事業主に対して法人税額等を特別控除する雇用促進税制について、以下の措置を拡充する税制改正要望を行った結果、平成25年度税制改正大綱において、所用の改正が盛り込まれた。 （1）税額控除限度額を増加雇用者数1人当たり20万円から40万円に引き上げる （2）適用要件の判定の基礎となる雇用者増加数を算定する際、適用年度途中で高年齢継続被保険者になった者も雇用者として扱う。
14	障害者の「働く場」に対する発注促進税制の延長・拡充	企業が障害者の働く場（就労継続支援事業者等）に対する発注額を前年度より増加させた場合、一定割合の固定資産の割増償却を認める措置について、適用期間の延長等の税制改正要望を行った結果、平成25年度税制改正大綱において、適用期間の2年間の延長が認められた。
15	グローバルリターン・雇用維持特別減税措置の創設	雇用の維持・創出を図るため、国内事業の発展を前提としつつ、海外事業展開を行っている中小企業が、海外子会社の利益を国内に環流して、国内事業所の設備投資を行う場合に、取得価格の32%の割増償却を認める税制上の優遇措置を創設する税制改正要望を行ったが、今年度は措置しないこととされた。
16	生活衛生関係営業者の事業活動の振興のための税制上の措置	評価結果を踏まえ、生活衛生同業組合（出資組合に限る。）及び生活衛生同業小組合が策定する振興計画に基づく共同利用施設に係る特別償却制度について、適用期限を平成26年度末までの2年間延長するとともに、法人の支出する交際費等の損金不算入制度について、所要の見直し措置を講じるという税制改正要望を行った結果、平成25年度税制改正大綱において、所要の改正が盛り込まれた。
17	商業・サービス中小企業活性化税制の創設	評価結果を踏まえ、中小商業、サービス業の活性化のための投資に係る特別償却制度、税額控除制度を創設するという税制改正要望を行った結果、平成25年度税制改正大綱において、所要の改正が盛り込まれた。
18	自然災害共済に係る異常危険準備金の積立率並びに洗替保証限度率の引き上げ	消費生活協同組合の自然災害共済に係る異常危険準備金制度のうち、租税特別措置法第57条の5第1項に定める積立率について、当年度共済掛金の「百分の十五」とされているところを「百分の三十」とするほか、同法57条の5第7項に定める洗替保証限度率について、当年度保険料等の「百分の七十五」とされているところを「百分の百」とするという税制改正要望を行ったが、今年度は措置しないこととされた。

※租税特別措置に関する事業評価書(事前評価)については、NO.1～11、13～18は平成24年9月7日付けで、NO.12は平成24年9月11日付けで、総務省宛て送付している。

○事後評価の結果の政策への反映状況

<実績評価(事後評価)>

[反映状況分類欄]

- ① 施策目標の終了・廃止を検討
- ② 施策目標を継続(見直しの上、減額で検討)
- ③ 施策目標を継続(見直しの上、現状維持)
- ④ 施策目標を継続(見直しの上、増額で検討)

[機構・定員要求への反映欄]

- 機構・定員要求への反映を実施
- － 機構・定員要求への反映を実施せず

No.	施策目標	評価結果の概要	評価結果の政策への反映状況		
			反映の内容	反映状況分類	機構・定員要求への反映
1	I-1-1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること	<p>【現状分析】 急速な少子高齢化、医療技術の進歩、国民の医療に対する意識の変化等、医療を取り巻く環境が変化する中で、限られた医療資源の有効活用による、質の高い医療を実現する必要があります。このため、地域の医療機関が機能分化と連携を図り、急性期から回復期を経て維持期に至るまで、地域全体で切れ目なく必要な医療を提供する体制を引き続き整備することが重要となります。 そのためには、都道府県が策定する医療計画に基づき、四疾病五事業に対応した医療連携体制の構築を進める必要があるところ、各事業の実施により、測定指標について平成22年度までの傾向として、概ね改善傾向又は前年度と同水準にあり、本施策は有効性があると考えられ、かつ、各種国庫補助等による都道府県の取組への支援により、効率的な施策目標の達成が図られています。 しかしながら、依然としてへき地等における医師の確保、救急患者の円滑な受け入れの問題等への対策が必要であり、また少子高齢化等の一層の進展等を踏まえると、より効率的で質の高い医療の実現を図る必要があります。</p> <p>【今後の方向性】 施策の有効性・効率性は一定程度評価されるものの、平成23年度においても、施策目標の達成が期待されており、引き続き施策の有効かつ効率的な実施に努める必要があります。</p>	平成25年度予算概算要求を行った。 ○平成25年度予算要求額：41,802百万円(予算(案))：31,476百万円)	④	－

2	I-5-1 感染症の発生・まん延の防止を図ること	<p>【現状分析】 感染症対策については、感染症患者への医療提供体制の整備は着実に進んでおり、国の各種補助制度が有効に機能していると考えられますが、第一種感染症指定医療機関がまだ設置されていない都道府県もあり、引き続き体制整備に向けた支援が必要です。 結核対策については、結核患者の罹患率は減少が続いており、結核患者に対する直接服薬確認療法(DOTS)などの取組みが有効に機能していると考えられますが、現在も年間約2万3千人が新たに結核患者となっており、引き続き対策を推進していく必要があります。 予防接種については、予防接種法に基づく予防接種で概ね高い接種率が維持されており、市町村に加え、国による普及啓発等が有効に機能していると考えられますが、目標達成に向け、引き続き施策を推進していく必要があります。 肝炎対策については、肝炎ウイルスの感染者が自身の感染に気付いていないことが多いこと、放置すると肝硬変や肝がんといった重篤な疾病に進展するおそれがあること等から、早期発見・早期治療が極めて重要であり、引き続き対策を推進する必要があります。</p> <p>【今後の方向性】 感染症対策については、第一種感染症指定医療機関について、全都道府県での設置を目指して引き続き運営費等の補助を行うとともに、未設置の都道府県と打ち合わせを行うなどして指定の働きかけを続けていきます。 結核対策については、引き続き、補助金等により、都道府県等が行う高齢者対策を含めた取組を支援するとともに、ホームページ掲載等を通じて、医療関係者や、高齢者及びハイリスクグループも含めた国民への早期受診の呼びかけなどを行っていきます。 予防接種については、麻しんには重点的な対策が必要であることから、予防接種も含めた麻しん対策の新たな方向性を示せるよう「麻しんに関する特定感染症予防指針」の見直しの検討を進めているところであり、この検討を踏まえ対策を講じていきます。また、予防接種制度の見直しについては、予防接種部会の第二次提言等を踏まえ、できるだけ早期に改正法案を国会に提出できるよう、引き続き検討や市町村等関係者との調整を進めていきます。 肝炎対策については、都道府県において、地域の実情に応じた肝炎対策を講じるための体制を構築し、管内市区町村の連携による肝炎対策を推進することが必要であり、国としても引き続き支援していきます。</p>	<p>平成25年度予算概算要求を行った。 ○平成25年度予算要求額：82,412百万円(予算(案))：78,465百万円)</p> <p>○機構・定員要求：25年度より、予防接種対策を強化するための増員を要求するとともに、予防接種施策全般について科学的な知見に基づき評価・検討を行う厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会を設置する予定。</p>	④	○
3	I-6-1 有効性・安全性の高い新医薬品・医療機器を迅速に提供できるようにすること	<p>【現状分析】 総審査期間は、短縮されてきていますが、ドラッグ・ラグ及びデバイス・ラグの解消については、欧米で使用されている医薬品、医療機器を我が国でも早期に使用できるようにするという観点から重要と考えており、更に施策が必要と考えています。</p> <p>【今後の方向性】 申請側の要因に対しては、治験を円滑に進めることができるよう、ガイドラインの策定や医薬品医療機器総合機構の治験相談体制の整備を図っています。一方、審査側の要因に対しては、医薬品医療機器総合機構の新薬及び医療機器の審査人員の計画的な増員や審査の合理化を図ることにしており、さらに今年度から革新的医薬品・医療機器・再生医療製品の承認審査の迅速化のためのガイドライン作成事業を実施することなどにより、引き続き取組を進めて行く予定です。</p>	<p>平成25年度予算概算要求を行った。 ○平成25年度予算要求額：3,843百万円(予算(案))：1,988百万円)</p> <p>○機構・定員要求：医療機器規制の国際整合化を推進し、世界同時申請等、薬事規制当局間の調和を推進するため、「医療機器国際専門官」の増員(1名)を要求した。</p>	④	○

4	<p>I-8-1 新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること</p>	<p>【治験届出件数:指標1、2】 効率的な治験環境の整備により、治験届出数は増加しており、治験については、一定の成果が見られます。今後は、優れた基礎研究の成果をより迅速に薬事承認につなげるための取組が求められており、「医療イノベーション5か年戦略」(平成24年6月6日)、「臨床研究・治験活性化5か年計画2012」(平成24年3月30日策定)などにに基づき、質の高い臨床研究を実施するための体制整備(臨床研究中核病院等)を行っていく必要があります。</p> <p>【新たな承認:指標3、4】 高度医療申請のための事前相談については、89回(平成22年度)から92回(平成23年度)に増加しており、今後も、高度医療の必要性は高まるものと考えられますが、平成24年度中には、高度医療と第2項先進医療との一本化を図る予定であり、更なる効率化を図ることができるものと考えられます。また、ヒト幹細胞臨床研究の申請件数は、16件(平成22年度)から23件(平成23年度)に増加しており、再生医療研究が活発に行われていると考えられますが、事務局負担の増加を抑えつつ、審査委員会を効率的に実施していく必要があります。具体的には、委託可能な業務は外部に依頼して減らすことで負担を減らすとともに、本年度は2ヶ月に1度のペースで審査委員会を開くことで審査期間を短縮し、適正なヒト幹細胞臨床研究の推進を図っていきます。</p> <p>【後発医薬品の市場規模:指標5】 平成23年度の数量シェアは22.8%ですが、「経済財政改革の基本方針2007」(平成19年6月19日 閣議決定)において、平成24年度までに、後発医薬品の数量シェアを30%以上にすることとしています。「後発医薬品の安心使用促進アクションプログラム」(平成19年10月15日)の着実な実施とともに、都道府県に設置した「後発医薬品の安心使用促進のための協議会」を通じ、普及啓発の取組等を進めているところです。今後、平成24年度中に後発医薬品の一層の使用促進のためのロードマップを作成し、品質確保や情報提供体制等の充実を図ることで、後発医薬品の更なる普及に努めます。</p> <p>【総審査期間の短縮、ドラッグ・ラグ、デバイス・ラグの解消:指標6～11】 総審査期間に関しては、短縮されてきていますが、ドラッグ・ラグ及びデバイス・ラグの解消については、欧米で使用されている医薬品、医療機器を我が国でも早期に使用できるようにするという観点から重要であり、更なる施策が必要と考えられます。申請側の要因に対しては、治験を円滑に進めることができるよう、ガイドラインの策定、医薬品医療機器総合機構の治験相談体制の整備を図っており、一方、審査側の要因に対しては、医薬品医療機器総合機構の新薬及び医療機器の審査人員について、計画的に増員を図ることや審査の合理化を図ることとしており、さらに今年度から実施の革新的医薬品・医療機器・再生医療製品の承認審査の迅速化のためのガイドライン作成事業など実施することにより、引き続き取組を進めて行く予定です。</p>	<p>平成25年度予算概算要求を行った。 ○平成25年度予算要求額:12,432百万円(予算(案)):5,868百万円)</p> <p>○機構・定員要求:再生医療関係等の施策を推進するため、増員を要求した。</p>	④	○
5	<p>I-9-1 適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること</p>	<p>【現状分析】 厳しい経済情勢の中、保険者による医療費適正化の推進、保険料や国庫補助率の引上げにより、できる限り効率的・安定的な財政運営を図る努力が行われました。特に国民健康保険については、低所得者や高齢者の加入が多く、市町村ごとの財政運営の安定性が構造的な問題となっていることから、平成22年、平成24年の改正で、保険基盤強化策の恒久化や財政運営の都道府県単位化の推進を行うこととしました。こうした制度改革を含めた取組により、財政状況の安定化が図られていると考えられます。</p> <p>また、事務の効率化の推進については、各保険者、審査支払機関ともに、有効な取組が行われていると考えられます。特に、レセプトの電子化については、毎年度着実に目標を達成することにより、適正かつ効率的な事務の運用に大きく貢献していると考えられ、今後も引き続き取組を進めることが重要です。</p> <p>【今後の方向性】 少子高齢化の進展、非正規雇用の増加などの雇用基盤の変化、医療の高度化等、医療を取り巻く環境は大きく変化してきており、医療費も今後伸び続けていくことが見込まれます。このような中、医療保険者の所得格差を踏まえた財政基盤の強化、保険者機能の強化を進めるとともに、必要な医療を確保した上で、効率化できる部分は効率化を進めていくことが重要であると考えられます。引き続き、各指標の目標達成に向け、現在の取組を推進していきます。</p>	<p>平成25年度予算概算要求を行った。 ○平成25年度予算要求額:8,970,915百万円(予算(案)):8,952,065 百万円)</p>	④	—

6	I-11-1 健康危機が発生した際に迅速かつ適切に対応するための体制を整備すること	<p>○健康危機管理体制の整備について</p> <p>【現状分析】 健康危機管理調整会議の定期開催により平常時から健康危険情報の共有がなされ、また、緊急事態が発生した際には、臨時会議を開催し、緊急を要する案件に対し、迅速かつ適切な対応をとっており、健康危機管理体制が着実に整備されてきています。</p> <p>【今後の方向性】 引き続き、定期的(緊急時は臨時)に健康危機管理調整会議の開催を実施していくことが必要と考えます。</p> <p>○健康危機管理保健所長等研修の実施について</p> <p>【現状分析】 健康危機管理保健所長等研修について、定期的な開催をしており、また受講者の出席率も向上していることから、健康危機管理を担う保健所長等の人材育成が進んできていると考えられます。多様化する健康危機管理事例に的確に対応するため、実際の健康危機事例発生時の対応に関する必要な知識等の習得を内容とした研修は必要です。</p> <p>一方で、今回の東日本大震災を踏まえ、被災時に十分に行政機能が果たせない状況を想定し、被災地以外の自治体や国とも連携した情報収集体制や保健活動の全体調整機能、保健活動への応援等の体制を構築することが必要です。</p> <p>【今後の方向性】 引き続き、定期的な研修の実施と健康危機管理を担う保健所長等の人材育成を通じて災害時の体制を構築していくことが必要と考えます。</p>	<p>平成25年度予算概算要求を行った。</p> <p>○平成25年度予算要求額: 46百万円(予算(案)):38百万円)</p> <p>○機構・定員要求:近年増加し、多様化、国際化、広域化してきている健康危険情報の収集・分析能力及びこれらの健康危険情報への迅速かつ適切な対応を確保するため、増員を要求した。</p>	③	-
7	II-1-1 食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること	<p>【現状分析】 輸入食品の増加や製造技術の高度化等により、日本の食生活を取り巻く環境は大きく変化しており、国民の食品に対する関心も日増しに高まっています。また、平成23年度においては、東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故に伴う食品中の放射性物質対策といった新たな課題や、重大な食中毒事件を受け生食用食肉の規格基準を設定するなど突発的な事項への迅速な対応も求められ、食品の安全性を確保し、食品のリスクについて正しい知識を普及するという要請がますます強くなっています。</p> <p>こうした中で、輸入食品の安全性確保や食中毒の防止をはじめとする食品等の飲食に起因する衛生上の危害発生防止は、社会のニーズに応じた必要で有効な施策です。また、新たな課題である食品中の放射性物質対策については、その内容について国民に理解していただけるようなリスクコミュニケーションに関する取組を更に進めることが必要です。</p> <p>【今後の方向性】 食中毒の防止や輸入食品の安全性確保といった従前から取り組んでいる恒常的な課題については、今後とも計画的かつ着実に取り組んでいきます。例えば、国内の監視指導については、各都道府県等が限られた人員の中、監視指導が効率的に実施され、食中毒が未然に防止されるよう、迅速な情報共有や適切な助言を行っていきます。輸入食品については、平成22年度の省内事業仕分けでも、その検査体制の拡充について言及されており、引き続き検査所における人員の拡充や高度な検査機器の整備を行うとともに、輸入食品の過去の輸入実績や違反状況を勘案して毎年策定する「輸入食品監視指導計画」に基づき、計画的にモニタリング検査等を行い、今後とも効率的に事業を実施していきます。また、農薬の残留基準の見直しや国際汎用添加物の指定については、更なる迅速化を図ります。</p> <p>併せて、食品安全に関する新しい課題が生じた際には、機動的かつ迅速に取り組んでいきます。</p>	<p>平成25年度予算概算要求を行った。</p> <p>○平成25年度予算要求額: 4,641百万円(予算(案)): 4,615百万円)</p> <p>○機構・定員要求:食品の安全確保のための国際対応の体制強化のため、国際食品調整室を設置し、「SPS対策専門官」等の増員を要求した。</p>	④	○
8	III-1-1 労働条件の確保・改善を図ること	<p>【現状分析】 依然として厳しい雇用情勢の下、全国の労働基準監督署には、賃金の不払、解雇・雇止め、労働条件の引下げ等に関する申告・相談が数多く寄せられています。このため、すべての労働者が適法な労働条件の下で安心して働くことができるよう、事業主等の法令遵守意識をより一層高めていくことが必要です。</p> <p>労働基準監督署による監督指導等については、計画的・機動的な実施により労働条件の確保・改善の達成に向けて着実に取り組んでいます。例えば、労働基準関係情報メール窓口寄せられた情報を対象事業場の選定に活用するなどにより、効果的かつ効率的な監督指導等を実施しています。</p> <p>労働関係法令の周知等については、これまで労働契約法に関するセミナー事業の実施等により、労働者等に対する労働関係法令の教育、情報提供等に一定の効果をあげてきました。</p> <p>また、最低賃金制度は、就業形態の多様化等が進展する中で、賃金の低廉な労働者の労働条件を下支えし、その改善を図るセーフティネットとしての重要な役割を果たしています。このため、改定された最低賃金額については継続した周知の取組が必要です。</p> <p>【今後の方向性】 法定労働条件を確保するため、引き続き、効果的かつ効率的な監督指導等を行い、労働基準関係法令違反が認められたものについては、それを確実に是正するよう的確に事業主への指導を行っていきます。</p> <p>セミナー事業は効率的に実施されていますが、依然として、個別労働紛争の件数も高止まりしていることに見られるように、労働者・事業主等に対する労働契約法等の労働関係法令の教育、情報提供等の必要性は引き続き高いものと考えられます。今後も、有効かつ効率的な方法であるセミナー方式を継続するとともに、セミナー内容の見直し、セミナー受講者数の増加など質・量の双方において改善を図っていきます。</p> <p>また、改定後の最低賃金額について法違反が生じることのないよう、引き続きその効果的・効率的な周知を図っていきます。</p>	<p>平成25年度予算概算要求を行った。</p> <p>○平成25年度予算要求額: 1,431百万円(予算(案)): 1,184百万円)</p>	③	-

<p>9</p> <p>Ⅲ-6-1 労使関係が将来に わたり安定的に推移 するよう集团的労使 関係のルール的確 立及び普及等を図る とともに、集团的労 使紛争の迅速かつ 適切な解決を図るこ と</p>	<p>○不当労働行為事件の審査 【現状分析】 不当労働行為事件の審査については、事件の迅速かつ確な処理が進んでいます。しかしながら、他の紛争処理機関においても迅速化の取組がなされており、紛争の迅速化に対する社会の認識の変化への対応が課題です。 【今後の方向性】 このような状況を踏まえ、不当労働行為事件の審査については、さらなる迅速化・的確化に向けた取組を積極的に進めてまいりたいと考えています。</p> <p>○労働争議のあっせん、調停及び仲裁 【現状分析】 労働争議のあっせん、調停及び仲裁については、事件の早期かつ適切な処理が進んでいます。 【今後の方向性】 このような状況を踏まえ、労働争議のあっせん、調停及び仲裁については、さらなる早期化・適切化に向け、当事者の理解と協力の下、事件処理を行ってまいりたいと考えています。</p> <p>○国際労働関係事業 【現状分析】 国際労働関係事業では、海外の日系企業における労使紛争の解決に、本事業の参加者とその所属組織が尽力した例があります(平成21年、インドネシアにおいて、日系企業による労働者の解雇に反対して、数百人規模のストが発生。4箇月後に終結したが、この解決に当たっては本事業の受講生とその所属組織が尽力しています。)。また、委託先の創意工夫により対象国のニーズに合わせた研修を実施しており、発展途上国の労使関係者から高い評価を得ています(平成22年度の満足度調査では、招へい研修事業では97.2%、現地セミナー事業では98.6%が「有意義であった」と回答)。さらに、本事業の過去の参加者の中には、各国の有力者になって活躍している人もいます。本事業では、研修修了後に、本事業により学んだ日本の労働法制及び労使慣行等に基づく雇用安定施策について、本事業の参加者が所属する労働組合及び企業において実際に活用するかどうかを、当該組織から報告させて、その報告により本事業の効果を検証することとしています。 【今後の方向性】 今後とも、継続的な事業の実施により人的ネットワークの維持を図るとともに、継続的に予算の執行状況の精査を行い、事業の効率性も維持しつつ、予算要求額に反映していくこととします。さらに、過去の研修修了者を再招へいしフォローアップする事業の一環として、平成24年度事業から、研修修了後に本事業で得た知見をどの程度周囲に伝播したのかを報告させることで、有効性、効率性の観点からの効果の検証も行う予定です。 ○施策全体指標1は単独の事務事業の評価として測定できるものではなく、指標2、3、4及び5の各事務事業を継続的に実施していくことにより、集团的労使関係が安定的に推移しているか否かが確認できると考えています。 【現状分析】 平成20年度以降、予算額の縮減が続く中、指標1の実績値は、平成21年度が81%、平成22年度が88%、平成23年度は87%といずれも目標(50%)を達成しています。労使関係が「安定的に維持されている」及び「概ね安定的に維持されている」と認識している労使当事者の割合が80%以上で推移していることで、施策目標が達成できていると判断できます(平成24年度からは目標値を75%に引き上げています)。 【今後の方向性】 引き続き、予算の適正化とさらなる効率化に努め、集团的労使関係のルールの確立及び普及等を図るとともに、集团的労使紛争の迅速かつ適切な解決を図っていくこととします。</p>	<p>平成25年度予算概算要求額を行った。 ○平成25年度予算要求額：760百万円(予算(案)：759百万円)</p>	<p>②</p>	<p>—</p>
--	---	---	----------	----------

10	IV-3-1 高齢者・障害者・若 年者等の雇用の安 定・促進を図ること	<p><高齢者> 【現状分析】 急速な高齢化の進行による労働力人口の減少が懸念される中、高齢者の就業率の上昇が求められています。また、公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢は、平成25年度から段階的に65歳まで引き上げられることになっており、雇用と年金を確実に接続させ、定年後無年金・無収入となってしまう人が出るのを防ぐことが必要です。さらに、今後高齢化社会が急速に進む中で、高齢者が就業する機会の確保は重要であり、各都道府県シルバー人材センター連合本部を訪問指導することにより、高齢者の就業機会を確保するシルバー人材センター事業を実施しています。</p> <p>【今後の方向性】 雇用と年金を確実に接続させ、65歳までの希望者全員の雇用を確保する必要があることから、継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止などを内容とする「高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案」を平成24年通常国会に提出しました。改正法が成立した場合には、円滑な施行に向けて周知徹底を図ります。平成24年度は従来の取組に加えて、地域の事業主団体を活用した希望者全員が65歳まで働ける制度の更なる普及など、60歳代前半の高齢者の安定した雇用の確保を図ります。次年度に向けて、高齢者の就業機会を確保するために、従来どおり各都道府県シルバー人材センター連合本部を訪問指導等を実施することとします。</p> <p><障害者> 【現状分析】 雇用情勢が依然として厳しい状況にある中で、平成23年度のハローワークを通じた障害者の就職件数は59,367件(対前年比12.2%増)と過去最高となり、また、就職率も40.0%(同0.1%増)と、2年連続で上昇しました。また、平成23年6月1日現在の雇用状況は、民間企業の障害者の雇用者数が8年連続で過去最高を更新し、366,199人(前年同日342,973.5人)となるなど、一層進展しています。</p> <p>【今後の方向性】 以上の指標の結果から、平成23年度において一定程度の障害者雇用の促進がはかられたものと評価できますが、ハローワークを利用する精神障害者が急増していることや法定雇用率を達成した企業の割合が45.3%と依然として半数に満たないことから、引き続き、精神障害者等に対するきめ細かな就労支援や未達成企業に対する障害者雇用率達成指導を実施する必要があります。</p> <p><若年者> 【現状分析】 平成24年3月卒の新卒者の内定状況は、高校・大学ともに前年を上回る水準となりましたが、依然として厳しいです(高校96.7%、大学93.6%)。また、フリーターの数は、217万人(平成15年)をピークに5年連続で減少したものの、平成21年から増加に転じ、平成23年は176万人と前年差2万人増(被災地除く)となっています。このことから、若年者の就職環境は依然として厳しく、安定した雇用の確保が懸念されます。</p> <p>【今後の方向性】 平成24年度においても、引き続き、新卒者の就職支援の強化や、ハローワークにおけるフリーター等に対する支援の実施により、若年者の一層の安定・促進に向けた取組を進める必要があります。</p> <p><就職困難者> 【現状分析】 特定就職困難者雇用開発助成金の平成23年度の支給決定件数は124,467件(対前年比18.4%増)となっています。また、助成対象となった労働者の事業主都合割合離職者が、対象でない者の事業主都合離職割合以下とすることを目標としていますが、一般労働者5.8%に対して対象労働者2.1%と当該目標を達成しており、有効性及び効率性の観点からも就職困難者の雇用の促進や職場定着につながっていると言えます。</p> <p>【今後の方向性】 今後も、実績を踏まえた適切な予算要求を行い、引き続き効率的・効果的な執行に努めていきます。</p>	平成25年度予算概算要求を行った。 ○平成25年度予算要求額: 234,447百万円(予算(案)): 176,397百万円)	④	—
11	IV-4-1 雇用保険制度の安 定的かつ適正な運 営及び求職活動を 容易にするための保 障等を図ること	<p>【現状分析】 測定指標1については、不正受給に係る対応は、他の業務に比して業務の難易度が高いものです。そして、適正な給付を行うためには必要不可欠なものでありますが、不正受給には様々な事例があり、限られた人員では対応が容易ではないことが課題です。測定指標2～4については、雇用保険制度は雇用のセーフティネットであり、財政の安定は図られていますが、今後もセーフティネット機能を強化しつつ、安定的な財政運営を確保する必要があります。そのため、現在暫定的に引き下げられている雇用保険の国庫負担を本則復帰(1/4)させることが課題です。</p> <p>【今後の方向性】 測定指標1については、各労働局の不正受給への対応をとりまとめ不正受給対策マニュアルを作成し、各労働局に情報提供を行い、より適正な給付を行えるような取組を進めていきます。測定指標2～4については、平成23年度に雇用保険法等の改正を行い、雇用保険の国庫負担に関する暫定措置の廃止時期の見直しを行いました。引き続き、雇用保険法附則第15条の規定により、雇用保険制度の国庫負担金の本則復帰(1/4)を目指すべく所要の措置を行っていきます。</p>	平成25年度予算概算要求を行った。 ○平成25年度予算要求額: 1,813,832百万円(予算(案)): 1,786,897百万円)	③	—

12	V-1-1 多様な職業能力開発の機会を確保すること	<p>【現状分析】 厳しい雇用失業情勢に関わらず、公共職業訓練の修了者の就職率は、ほぼ例年通りの水準で推移していることから、離職者に対し公共職業訓練を実施し、新たな知識・技能の習得と通じた再就職の促進を図ることは、依然として有効な政策であると評価できます。また、多様な職業能力開発の機会を確保に当たっては、 ①ジョブ・カード制度を推進すること ②助成金や能力評価制度を通じて職業能力開発に対する支援を行うこと ③キャリア・コンサルティング環境を整備すること など、職業能力を活かすための環境整備に取り組む必要がありますが、これらの施策についても概ね着実に実績が上がっており、これらの施策を実施することで、職業能力を発揮する環境整備に一定程度の効果があつたものと考えられます。しかし、①公共職業訓練(離職者訓練・施設内訓練)の修了者における就職率について、厳しい雇用失業情勢の中、目標達成率が約98%とはいえ、目標を下回っていること、②ジョブ・カード取得者数について、着実に実績を積み上げているとはいえ、目標を下回っていることが課題として上げられます。</p> <p>【今後の方向性】 多様な職業能力開発の機会を確保し、その能力を十分に発揮するためには、公共職業訓練等を通じた職業能力の向上を図るとともに、それを生かすための環境整備を併せて実施していく必要があることから、今後とも効果的な施策の実施に努めていきます。なお、公共職業訓練の就職率を上げるため、関係機関の更なる連携等による職業訓練関係業務の効果的な実施を行うとともに、ジョブ・カード取得者数を目標に近づけるため、平成24年度には、公的職業訓練においてもジョブ・カードの活用を全面的に導入したところであり、引き続き、制度の積極的な普及に努め、ジョブ・カードの一層の普及促進を図ることとしています。</p>	平成25年度予算概算要求を行った。 ○平成25年度予算要求額：54,661百万円(予算(案))：54,387百万円) ○機構・定員要求：若年層の不安定就労者や生活困窮者等の特別な配慮を要する層に応じた職業訓練の企画調整・実施を通じた就職を実現するため、就労支援訓練企画官の設置を要求した。	②	○
13	VI-1-1 男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進すること	<p>【現状分析】 男女が能力を発揮するための就業環境を整備するため、ポジティブ・アクションの取組を促進する必要があります。しかし、今後取り組む予定としている企業においても、未だ企業のノウハウ不足等で具体的な取組につながっていない現状が見られます。女性の育児休業取得率は87.8%と高い水準であり、女性の年齢階級別労働力率(M字カーブ)も10年前と比べると多くの年齢階級で労働力率は上昇しています。一方で、3割以上の男性が育児休業の取得を希望していますが、実際の取得率は2.63%となっています。仕事と介護の両立については、企業の中核を担う労働者が介護を行うケースが今後急増すると見込まれていること等からも、対応の重要性を認識の上、介護休業制度、介護のための勤務時間の短縮等の措置、介護休暇制度等について、周知・徹底に努めているところです。なお、常用労働者に占める介護休業取得者の割合は低いものの、労働者の望む支援については、休業のみならず、出社・退社時刻を自分の都合で変えられる仕組み等を求める割合が大きくなっています。パートタイム労働者がその能力を一層有効に発揮することができる雇用環境を整備するため、パートタイム労働法に基づく是正指導や相談・支援のほか、奨励金の支給等により、正社員との均等・均衡待遇の確保や、正社員への転換の実現のための取組を推進しています。</p> <p>【今後の方向性】 このため、中小企業を重点的に支援するなど、企業での具体的な取組のための必要な助言を行うとともに、ポジティブ・アクションの必要性やノウハウ、好事例等の積極的情報提供、各企業の男女間格差の「見える化」の推進等に取り組んでいきます。新成長戦略(22.6.18閣議決定)に掲げられた2020年までに「男性の育児休業取得率を13%」にするという数値目標の達成に向けて、引き続き、都道府県労働局での行政指導による育児・介護休業法の履行確保や仕事と家庭の両立支援に取り組む事業主に対するや助成金の活用、男性の育児休業取得促進のための事業(イクメンプロジェクト)等の実施のほか、両立支援に先進的に取り組む企業の事例を紹介したベストプラクティスの普及等を効果的、効率的に行うことで、育児や介護を行う労働者が働き続けやすい雇用環境の整備を推進していきます。仕事と介護の両立については、引き続き、制度を周知するほか、①労働者の家族介護等を理由とする離転職や仕事と介護の両立の状況、②企業の現状や必要な支援等について、実態を把握するための調査等を実施することとしています。パートタイム労働に関する施策については、実績値が目標値や前年度の実績値を上回っていることから、引き続き効果的、効率的に実施していきます。</p>	平成25年度予算概算要求を行った。 ○平成25年度予算要求額：10,585百万円(予算(案))：9,887百万円)	④	-

14	VI-2-1 地域における子育て支援等施策の推進を図ること	<p>【現状分析】 各指標において毎年度の実績値が前年度を上回る傾向を示しています。社会全体で子どもと子育てを応援する社会の実現を目指す「子ども・子育てビジョン」が推進され、地域での子育て支援の充実が着実に進んでいることを示しています。 ※なお、指標7(一時預かり事業)については、実績値と目標値に開きがありますが、この目標値は、各市町村の目標事業量を積み上げたものとなっています。「子ども・子育てビジョン」で掲げられた数値目標の達成に向けて、子育て支援の充実を図るため、必要な予算措置を講じ、関係府省と連携して取り組んでいきます。また、一時預かり事業については、重点要求において、子育て家庭の切実なニーズに対応し、休日などの開所や通常の開所時間を超えて時間延長を行う「基幹型施設」を創設することにより、さらに充実を図ります。</p> <p>【今後の方向性】 今後とも、「子ども・子育てビジョン」で掲げられた数値目標の達成に向けて子育て支援の充実を図るため、必要な予算措置を講じ、関係府省と連携して取り組んでいきます。 あわせて、内閣府及び文部科学省と共同で、子ども・子育て関連3法に基づく新制度を創設します。(子ども・子育て関連3法に基づく新制度について) 新たな子ども・子育て支援のための包括的・一元的な制度については、平成24年3月に少子化社会対策会議において「子ども・子育て新システムの基本制度について」を決定し、これに基づき、同年3月末に子ども・子育て関連3法案を、税制抜本改革関連法案とともに平成24年通常国会に提出しました。その後、同3法案については、衆議院での審議過程において修正等がなされ、同年8月10日の参議院本会議において可決、成立しました。 同3法に基づく新制度では、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業等を地域子ども・子育て支援事業として位置づけ、市町村が地域のニーズを把握して策定する市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施することとしています。 また、税制抜本改革により恒久財源を確保した上で、保育、放課後児童クラブ、地域子育て支援等の量的及び質的な拡充を図ることとしています。 ※子ども・子育て関連3法の具体的な施行期日については、税制抜本改革関連法による消費税の引上げの時期等を勘案して政令で定めることにしています。</p>	平成25年度予算概算要求を行った。 ○平成25年度予算要求額：34,497百万円(予算(案)：94百万円+安心こども基金651,034百万円の内数+母子家庭等対策総合支援事業9,734百万円の内数) ※平成25年度から、一部事業を安心こども基金(651,034百万円の内数)及び母子家庭等対策総合支援事業(9,734百万円の内数)に移し替えて実施)	④	—
15	VI-2-2 児童の健全な育成及び資質の向上に必要なサービスを提供すること	<p>【現状分析】 放課後児童クラブの提供割合については、数値目標の達成に向けて、年々増加しています。事業の必要性は高く、執行も適正・合理的です。しかし、「子ども・子育てビジョン」で掲げられた数値目標と実績との間には、依然として乖離があります。</p> <p>【今後の方向性】 測定指標において、仕事と家庭の両立支援に対するニーズが増大している背景から、放課後児童クラブの提供割合は着実に増加していますが、「子ども・子育てビジョン」に掲げる数値目標(26年度：32%)との乖離が課題となっています。このため、より一層効果的な施策を実施する必要があります。具体的には、保護者の就労状況に即した開所時間の延長を促進するため、平成23年度予算で、開所時間の延長に係る国庫補助の充実を図っています。引き続き、子育て家庭の利用ニーズに沿った事業実施が図られるよう、事業を推進していく必要があります。</p> <p>※18時を超えて開設する放課後児童クラブの割合【51.9%(平成22年)→55.4%(平成23年)】 また、小学校の生徒数が減少する中、余裕教室等を有効活用することは市区町村の財政状況が厳しい中必要不可欠であるため、引き続き余裕教室等の有効活用を推進していきます。</p>	平成25年度予算概算要求を行った。 ○平成25年度予算要求額：33,284百万円(予算(案)：33,059百万円)	④	—

16	<p>VI-2-3 保育所の受入児童数を拡大するとともに、多様なニーズに対応できる保育サービスを確保すること</p>	<p>【現状分析】 保育の拡充は、着実に進んでいます。しかし、「子ども・子育てビジョン」で掲げられた数値目標と実績との間には、依然として乖離があります。今後とも、経済状況の悪化や雇用形態の変化に伴う保育需要の増大に対応して保育の拡充を推進する必要があります。</p> <p>【今後の方向性】 平成24年3月末に子ども・子育て関連3法案を平成24年通常国会に提出しました。その後、6月26日に自民党、公明党、民主党の3党合意の上、修正され衆議院を通過し、8月10日に参議院で可決成立しました。法律の中では、①幼保連携型認定こども園について、単一の施設として認可・指導監督等を一本化した上で、学校と児童福祉施設としての法的位置づけを持たせる、②市町村の実施義務を引き続き堅持し、市町村と利用者の契約とする、③認可制を前提としながら、恣意性を排除する仕組みとすることにより、質を確保しながら、保育等の量的拡大を図る、④地域型保育は市町村認可事業とする。こうした仕組みを通じ、事業が地域住民のニーズに即して実施されるよう配慮しています。これにより、現在の保育制度の課題でもある、スピード感のあるサービス量の抜本的拡充を図っていきます。また、現行制度においても、平成24年度予備費において、安心子ども基金を積み増すとともに事業実施期限を25年度末まで延長・拡充し、更なる保育所の施設整備を進めるほか、平成24年度補正予算では、処遇の改善など保育士確保策を講じることで保育の量的拡大を支えていくこととしています。</p>	<p>平成25年度予算概算要求を行った。 ○平成25年度予算要求額：456,030百万円(予算(案))：456,054百万円)</p>	④	—
17	<p>VII-1-1 生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること</p>	<p>【現況分析】 厳しい社会経済情勢や高齢化の進展を反映して、生活保護受給者数は約210万人(平成24年3月)となっています。高齢者世帯とともに、失業等による生活困窮世帯(その他の世帯)も増加しているため、就労・自立支援の強化が必要となっています。 生活保護受給者の就労・自立支援の強化については、社会保障・税一体改革大綱(平成24年2月17日閣議決定)や生活保護制度に関する国と地方の協議に係る中間とりまとめ(平成23年12月12日)でも指摘されています。</p> <p>【今後の方向性】 今後、生活保護制度については、生活困窮者対策の構築と併せて見直しを行うことにしています。そのなかでも、就労支援の強化や生活保護からの脱却インセンティブの強化等について検討していくことにしています。</p>	<p>平成25年度予算概算要求を行った。 ○平成25年度予算要求額：25,598百万円(予算(案))：25,000百万円) ○上記の金額の他に「生活保護指導監査委託費」平成25年度予算要求額：2,060百万円(予算(案))：1,952万円</p> <p>○機構・定員要求：医療扶助適正化対策を推進するため増員を予定。</p>	④	○
18	<p>VIII-1-1 障害者の地域における生活を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること</p>	<p>【現状分析】 平成18年4月に施行された障害者自立支援法により、障害者の地域生活に必要な障害福祉サービスの提供体制の整備や就労支援等が進められ、その実利用者数や利用実績が伸びていることは、施策目標について前進していると評価できます。これまでの取組みを後退させず、また引き続き支援の充実を図っていくため、地域における障害者の心身の状況や、その置かれている環境等についてより正確に把握するよう努めていくことが必要であると考えます。</p> <p>【今後の方向性】 障害保健福祉施策については、平成23年7月に障害者基本法の一部改正が成立し、同年8月には障がい者制度改革推進会議総合部会において「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」がまとめられました。これらを踏まえ、地域社会における共生の実現に向け、障害福祉サービスの充実など障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、第180回国会で「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が成立しました。この法律では障害福祉計画の定期的な検証や見直しについて法定化しており、また、各自治体が計画を作成する際、障害者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化しています。こうした法律による対応に加え、報酬や予算、運用等の政策手段を組み合わせることで障害者施策の充実に取り組んでいくこととしています。</p>	<p>平成25年度予算概算要求を行った。 ○平成25年度予算要求額：917,868百万円(予算(案))：911,668百万円) ○機構・定員要求：障害者総合支援法の施行に向けて、自治体における障害者福祉計画策定や見直しが行えるための自治体への情報提供体制等を強化するため、増員を要求した。</p>	④	○

19	IX-1-1 年金制度改革の道筋をつけ、国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築すること	<p>【現状分析】 当施策目標では、現行年金制度の改善と新しい年金制度の設計、そして国際化の進展への対応を柱として取り組みました。有効性および効率性の欄のとおり、着実な成果を挙げていると考えます。 社会保障協定は既に14カ国との間で発効しており、国際化の進展への対応を図っております。 また、現行年金制度の改善のための法案提出は、現在の課題を克服し、国民の信頼を得る年金制度を確立するために必要です。これまで実施してきた調査は、新しい年金制度の創設に向けての指針になるものです。 さらに、年金積立金管理運用独立行政法人の組織形態の改革については平成24年7月17日の「年金資金の管理運用を担う法人の在り方に関する検討会(第一回)」の開催等、必要な作業を着実に進めています。このように、平成23年度においては年金制度の改革および発展に向けた活動ができ、一定の成果を得ることができました。</p> <p>【今後の方向性】 平成24年度は、平成25年国会への新しい年金制度の関連法案提出に向けて準備を進めるとともに、社会保障・税一体改革大綱で「引き続き検討する」とされた現行の年金制度の改善項目についても検討を進めていきたいと考えております。また、平成24年度は、今回の評価で今後も必要と判断した調査や、社会保障協定のさらなる推進を図ります。さらに、年金積立金管理運用独立行政法人の組織形態の改革については、「年金資金の管理運用を担う法人の在り方に関する検討会」等を通じて、今後の道筋をたてる年度にしたいと考えています。これらにより、「国民に信頼される持続可能な公的年金制度」を目指して参ります。</p>	<p>平成25年度予算概算要求を行った。 ○平成25年度予算要求額：739百万円(予算(案))：718百万円)</p> <p>○機構・定員要求：社会保障・税一体改革等を推進するため、年金調整室(省令室)及び給付事業室(省令室)を設置し、増員を行うよう要求を行った。</p>	③	○
20	IX-3-2 介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること	<p>【現状分析】 介護保険制度については、平成12年4月の施行から12年が経ち、要介護認定者数やサービス利用者数が増加するなど、高齢期の暮らしを支える仕組みとして着実に定着してきたところです。 今後も高齢化が進み、要介護度の重度化や認知症高齢者の増加が見込まれています。これらの方々が生み慣れた地域で自立した生活ができるよう、介護サービスの基盤整備を進めることが必要と考えます。あわせて、質の確保を図ることが重要であり、介護支援専門員をめぐる課題については、検討会を設置し議論を進めています。 また、介護保険制度の適切な運営を図り、持続可能性を確保していくために、介護給付や要介護認定の適正化などに取り組んでいくことが必要と考えます。 なお、介護療養病床は、現状を踏まえ、法改正により転換期限を平成29年度末まで延長しました。</p> <p>【今後の方向性】 今後も介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービスの基盤整備を図り、高齢者が生み慣れた地域で自立した生活ができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築を推進していきます。</p>	<p>平成25年度予算概算要求を行った。 ○平成25年度予算要求額：2,008,014百万円(予算(案))：2,020,345百万円)</p> <p>○機構・定員要求：認知症施策について、推進していくため、認知症施策総合調整官の設置を要求した。</p>	④	○
21	XII-1-1 行政分野へのIT(情報通信技術)の活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化を図ること	<p>1. オンライン利用について 【現状分析】 オンライン利用については、利用者にとっては行政機関に出向く時間や費用の節約が図られ、また、行政側にとっても業務処理時間の短縮や業務品質の向上が期待される有効的且つ効率的な施策であり、政府として策定されている計画等に基づき、取り組みを進めていく必要があります。 【今後の方向性】 今後においても、利用者からご要望を聞きながら、新計画に基づいて更なる利用者の負担軽減、利便性向上等に取り組んでまいります。</p> <p>2. 統合ネットワーク及び中核的LANシステムについて 【現状分析】 業務遂行の基幹情報システムである統合ネットワーク及び中核的LANシステムの最適化については、支援業者を活用し、経費の削減及び業務処理時間(職員1名分の年間業務処理時間相当)の削減(平成17年度より継続)を実現しているところであるが、システムの効率化による経費の削減等に関しては、不断の取り組みが求められるものであり、政府方針に従い、取り組んでいく必要があります。 【今後の方向性】 今後においても、情報システムを取り巻く環境は変化を続けており、新たな情報技術の採用や不正アクセス手口の多様化等へ適切に対応することが求められる状況において、専門的知見を有する支援業者の活用により、セキュリティの確保等を図りながら、政府方針を踏まえ、更なる最適化の推進に取り組んでまいります。</p>	<p>平成25年度予算概算要求を行った。 ○平成25年度予算要求額：531百万円(予算(案))：531百万円)</p>	③	-

※実績評価書(事後評価)については、平成24年10月11日付けで総務省宛て送付している。

※反映の内容欄について、予算関連のものは、政策増減によらない額の増減等を含むものがある。

<総合評価(事後評価)>

No.	施策目標	評価結果の概要	評価結果の政策への反映状況(今後の方向性)
22	<p>XⅢ-1-1 国民に伝わるように分かりやすく情報を発信するとともに、「国民の声」に耳を傾け、改善へ活かすこと</p>	<p>「国民の皆様の声」については、公表開始後2年以上が経過し、省内での意識が高まっており、寄せられる意見には制度や業務改善に結びいたケースがあった一方、検討の結果対応が難しいとされた案件について重ねて意見が寄せられるケースも見受けられたため、今後は、業務効率化の流れを踏まえつつ、「国民の皆様の声」をより効果的かつ効率的に活用するための方策を検討する必要があると考えられる。</p> <p>国民に伝わるような情報発信については、従前からの文書の修正等の支援に加え、「分かりやすい文書作成推進月間」を設け、コミュニケーション能力の向上のための取り組みを行ったことにより、省全体の分かりやすい文書発信に対する意識を高めることができた。</p> <p>アフターサービスについては、平成23年度の取組としては、「国民の皆様の声」等を基に行政サービス向上等を目的に、①退所児童のアフターケア事業、②年金窓口サービス、③年金還付金の支払、④労働基準監督行政、⑤ハローワークで活用するリーフレット、⑥生活習慣病予防対策の先進事例に係る計6件の調査を行い、改善提案等を関係部局に行った。調査等内容については、「アフターサービス推進室活動報告書」として取りまとめ、概ね四半期毎に報道発表するとともに、厚生労働省ホームページへ掲載した。調査項目数は、調査専門員数が限られる中、平成22年度の2件に対して6件と増加し、前年度に比較して効率的に実施できた一方、改善提案が行政サービス向上にどのように貢献できたかの把握に工夫が求められる。</p>	<p>今後も、役所的発想を打破し、「国民の皆様の声」をより効果的に活用していくために、主に民間出身者で構成されるアフターサービス推進室の知見を活用して制度・業務の改善へ繋げる仕組みにより、引き続き、「国民の皆様の声」の活用を図る。また、よりわかりやすい公表方法や効率的な運用のための方策を検討する。</p> <p>国民に伝わるような情報発信については、引き続き省全体の分かりやすい文書発信に対する意識を高める活動を行っていくこととする。</p> <p>アフターサービスについては、特に、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に関して、被災後の初期対応の検証が求められる分野を中心に検証を行い、厚生労働省の今後の教訓として生かせるよう、反省点を踏まえた今後の対応策について検討することが課題となっている。また、引き続き、「国民の皆様の声」等から行政推進上の問題点を把握し、関係部局への改善提案等を通じて国民サービスの向上を図ることが必要である。このため、東日本大震災に係る検証については平成24年度早期に行い、反省点をとりまとめ関係部局へ改善提案を行う。また、調査に係る今後の改善提案については、関係部局と連携・協働して改善へ結び付けるよう、フォローアップを十分実施する。</p>
23	<p>XⅢ-1-2 省内事業仕分けの実施等により、コスト意識・ムダ削減を徹底すること</p>	<p>○平成22年に実施した省内事業仕分けによる改革の進捗状況の監視・検証 平成22年度に実施した省内事業仕分けの対象となった全ての法人・事務事業(40法人、16事務事業)を対象とし、改革案の進捗状況を提出させた上で、特にメンバーの関心の高いもの(10法人、3事務事業)について、ヒアリングを実施した。</p> <p>○提言型政策仕分けの実施 5つのテーマを選定した上で、各テーマについて、厚生労働省担当者と事業仕分け室からそれぞれ現状と論点を説明し、仕分け人に議論いただき、最後に提言を頂いた。</p> <p>○厚生労働省独立行政法人・公益法人等整理合理化委員会 報告書のフォローアップでは、対応結果と内容をまとめたが、これを通じて、ほぼ全ての改革について措置済であることを確認できた。</p>	<p>○平成22年に実施した省内事業仕分けによる改革の進捗状況の監視・検証 平成23年度に実施したフォローアップでは、ヒアリング等を通じて、改革案の進捗状況、具体的には、平成23年度までの対応状況と対応できない理由、平成24年度における対応予定等を確認することができた。また、メンバーの指摘を受けて、今後も改革を進めていくという回答を得ることができた。</p> <p>平成24年度に実施したフォローアップでは、改革案に基づく対応について、前年度よりも進捗していることを確認することができた。</p> <p>○提言型政策仕分けの実施 提言型政策仕分けを通じて、厚生労働省の複数部局にまたがる分野等について、現行の諸政策の効果を検証・評価するとともに、組織横断的な政策の形成に活用できるような提言を頂くことができた。</p> <p>また、平成24年11月に実施したフォローアップでは、当該提言について、平成25年度概算要求を始めとする各種施策に反映されていることを確認することができた。</p> <p>○厚生労働省独立行政法人・公益法人等整理合理化委員会 ほぼ全ての改革について措置済であることを確認できたが、ごく一部の改革については対応中であったことから、引き続き、フォローアップを行っていく必要がある。</p> <p>○今後も、政府全体の行政改革に係る方針を踏まえながら、コスト意識・ムダ削減の取組を推進する予定。</p>

24	XⅢ-2-1 次代の厚生労働行政を担う人物像に照らした適切な人事評価と前例にとられない適材適所の人事を推進すること	<p>これまでの取組により、省及び各部局課の組織目標は一定程度浸透させることができた。さらに人事評価の目標を設定する際に面談を行い、組織目標に留意した目標を設定させるなど現在の取組を継続的にいき、職員すべてに浸透させていくことが必要である。</p> <p>本府省課長相当職を対象とした平成23年度の総務省主催の評価者講座には、42名が受講した。また、厚生労働省で平成23年度行った評価者講座には、116名が受講した。厚生労働省で行った評価者講座の受講者からは、「困難度・重要度について、勘違いしていた点があつて良かった。」「困難度・重要度を付していなかった場合の個別評語・全体評語の付不の方法があつた」等のコメントが寄せられた。また、講座全体の有益度を見ると、「大いに有益」と「有益」を合わせ、88.3%の参加者（アンケート回答者）が有益であつたと回答しており、受講者に対し、大きな効果があつたといえる。評価者に人事評価の付け方や面談に当たつてのポイントについて理解させるために、総務省主催の評価者講座や厚生労働省で行う評価者講座を受講させるなどの取組が今後も引き続き必要である。</p>	<p>今後は、人事評価の目標設定等に係るこれまでの取組を定着させることが課題であり、こうした取組により、職員の資質を高め、組織の活性化や組織パフォーマンスの向上につながることを期待される。</p> <p>そのため、人事評価制度が円滑かつ適切に実施されるよう、総務省、厚生労働省で行われている研修を継続して実施するとともに、人事評価に関する説明を職員に対して実施する他、引き続き、組織目標に留意した目標を設定しているか、面談時に面談の手引きが有効に使われているか等、制度の運用状況の把握に努め、必要な改善を行っていくとともに、次代の厚生労働行政を担う人物像に照らして、前例にとられない適材適所の人事を推進していくこととしている。</p>
25	XⅢ-2-2 省に不足する能力の向上を図り、意欲と能力を兼ね備えた職員の育成を進めること	<p>平成22年度までの職員研修は、各部局からの推薦により受講者を集めて実施していたこともあり、そもそも本来受講が必要な職員が必ず研修を受講できている状況ではなかったが、平成23年度からは研修機会を拡大することにより、研修後のアンケートにおいても「受講しやすくなった」などの意見が多く見られたところである。なお、アンケート結果によれば、研修メニューに関する周知が不足しており、職員が自分に必要な研修としてどのようなものがあるかわからず、研修を受講できていないという声もあつたことから、研修メニュー等の周知に問題があつたと考えている。</p>	<p>今後は、研修機会のさらなる拡大を進めるとともに、これまでの取組をさらに定着させ、職員の能力向上につながるよう研修内容を充実させることに加え、定期的に研修内容を直接全職員に周知するなど研修を受講しやすい環境づくりに努め、着実に実施していくこととしている。</p>
26	XⅢ-2-3 職員一人一人がやりがいをもって業務を行うことができるよう、職場環境の改善等を進めること	<p>「職場の子育て応援プログラム」の数値目標は、平成23年度は男性職員の育児休業取得率の数値目標が達成でき、また、他の数値目標については、業務量が多く休暇取得しにくいなどの要因により、達成ができていないと考えられるが、実績は前年度より向上している。</p> <p>また、子育てメールマガジンの配信、休暇取得の促進・超過勤務の縮減の取組により、職員の意識啓発を行うことができた。</p> <p>職場のいじめ・嫌がらせについては、幹部職員に対して、「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」を周知するとともに、全職員に対して、「パワーハラスメント対応マニュアル」を周知することで、各職員が意識を持つことができた。</p>	<p>引き続き、「職場の子育て応援プログラム」の数値目標達成に向けて、子育てメールマガジンによる休暇等の取得奨励、「休暇作戦2PER1」、「指定休暇」及び「節目休暇」による休暇取得の促進の取組、「メールや省内放送による周知」、「課室内消灯日」及び「一斉消灯」による超過勤務の縮減の取組を継続するとともに、職場のいじめ・嫌がらせの防止に向けた職員への意識啓発をさらに推進することにより、さらなる職場環境等の改善を進めていく。</p>
27	XⅢ-2-4 政策の企画・立案に時間を割くことができるような体制を確立するため、業務改善・効率化の取組を進めること	<p>厚生労働省では、これまでも業務改善に積極的に取り組んできたが、引き続き厚生労働省全体で業務改善に向けた取組を総合的に推進したことにより、更なる取組として、仕事のやり方（※1）とコストの削減（※2）を内容とする方針を取りまとめることができた。</p> <p>※1：対応方針の明確化、国会業務等の効率化、随行の絞り込み、打合せ時間の短縮、資料セットの簡素化、窓口業務のやり方の見直しなど</p> <p>※2：コスト意識の喚起、カラーコピーの原則廃止、両面印刷・2アップ印刷の徹底など</p> <p>また、方針に基づき、「コピー用紙等の消耗品費の削減について」を策定し、より具体的な取組に繋げることができた。</p> <p>ただし、方針を実効あるものとするためには、これ以外にも不断の取組を行っていく必要がある。</p> <p>加えて、まだ業務改善の余地があると考えられることから、方針に定めのない取組にも、積極的に取り組んでいく必要がある。</p>	<p>平成24年度の厚生労働省の組織目標において、「政策の企画・立案により時間を割くことができるような体制を確立するために、これまで行ってきた業務の改善・効率化に係る取組を更に進める」ことを引き続き掲げた。</p> <p>また、平成24年8月に実施したアンケートの結果を踏まえ、各種事務手続の効率化や、生活のゆとりの確保に向けた取組（早出遅出勤務制度の活用、早期退庁・休暇取得の促進に向けた啓発活動）を進めてきた。</p> <p>今後も、厚生労働省全体で業務改善に向けた取組を総合的に推進する。</p>

※総合評価書(事後評価)については、平成24年10月11日付けで総務省宛て送付している。

<継続事業に関する事業評価(事後評価)>

[概算要求への反映欄]

- 平成25年度予算概算要求への反映を実施
- － 平成25年度予算概算要求への反映を実施せず

[機構・定員要求への反映欄]

- 機構・定員要求への反映を実施
- － 機構・定員要求への反映を実施せず

No.	事業	評価結果の概要	評価結果の政策へ反映状況		
			反映の内容	概算要求への反映	機構・定員要求への反映
28	救急医療体制の基盤整備・強化	本事業の実施は、救急医療に対する国民の信頼確保に寄与したと考えられるが、救急出動件数及び搬送人員数が近年再び増加傾向にあることから、引き続き、救急医療体制の基盤整備・強化に取り組む必要がある。	引き続き救急医療体制の基盤整備・強化を図るため、平成25年度予算概算要求を行った。 ○平成25年度予算要求額：22,000百万円の内数(予算(案)：22,700百万円の内数)	○	－
29	女性医師保育等支援事業	保育等の相談等を行った女性医師数が一定程度あること、医療施設に従事する女性医師数が増えていることから本事業が医師確保に寄与していると考えられるものの、全医師数に占める女性医師の割合は増加しており、また女性医師等の離職及び再就業が困難な状況の大きな要因は変わらず出産、育児であることから、女性医師等の離職の防止や再就業の促進のため、事業の継続が必要である。	女性医師の離職の防止や再就業の促進を図るため、平成25年度予算概算要求を行った。 ○平成25年度予算要求額：22,000百万円の内数(予算(案)：22,700百万円の内数)	○	－
30	新型インフルエンザ対策事業費(新型インフルエンザ関係機関連携事業経費)	本事業の実施によって、新型インフルエンザ発生時の適切な医療提供やパンデミック時の迅速な対応を可能とする体制の整備は着実に進展しているが、平成23年9月20日に改定された新型インフルエンザ対策行動計画や平成25年4月13日に施行予定の新型インフルエンザ等対策特別措置法においても、地域の実情に応じた医療体制の整備や関係機関の連携、訓練の実施が求められているなど、より一層新型インフルエンザ対策を推進していく必要があることから、引き続き当該事業を実施していく必要がある。	引き続き新型インフルエンザのまん延防止を図るため、平成25年度予算概算要求を行った。 ○平成25年度予算要求額：15百万円(予算(案)：13百万円)	○	－
31	グローバル臨床研究体制整備事業	本事業においては国際共同治験・臨床研究を推進するモデル拠点として、2拠点を整備することを目標とし、当初の目標通り2拠点を整備した。また、整備した2つのグローバル臨床研究拠点による国際共同臨床研究の実施により国際共同臨床研究が19件増加するなど、国際共同臨床研究・治験の実施が促進された。一方で、今後は、欧米のニーズに応じた疾患だけではなく日本・アジア特有の疾患に関しても日本主導で国際共同臨床研究を進めていく必要がある。そのため、既存の事業の見直しを行い、平成24年度より実施している日本主導型グローバル臨床研究体制整備事業を、引き続き実施することとし、平成25年度概算要求において、所要の予算を要求する。	本事業の見直しを行い、平成24年度より「日本主導型グローバル臨床研究体制整備事業」を実施している。	－	－

32	ナノマテリアルの有害性等の試験等	<p>当該事業を実施することで、ナノマテリアルの有害性を明らかにし、必要な規制を行うための科学的知見を得ることができるが、これまで行ってきた本事業でようやくナノマテリアルの吸入ばく露による発がん性の試験方法を確立し、本試験を開始したところである。</p> <p>一方、ナノマテリアルの製造量は増加しており、製造・使用の現場に従事する労働者がナノマテリアルに暴露される危険性も増加していると考えられることから、引き続き当該事業を実施していく必要がある。</p>	<p>ナノマテリアルの有害性を明らかにし、労働者の健康障害防止を図るため、平成25年度予算概算要求を行った。</p> <p>○平成25年度予算要求額：174百万円(予算(案)：174百万円)</p>	○	—
33	円滑な職場復帰支援のための職場復帰等相談員の配置(現在はメンタルヘルス対策支援センター事業の一部)	<p>事業を実施することにより、事業場でのメンタルヘルス対策の取組状況は確かに向上しているが、未だに取組が進んでいない事業場も多いことから、引き続き、この事業を実施していく必要がある。</p> <p>ただし、全ての事業場でメンタルヘルス不調の未然防止からメンタルヘルス不調により休業した労働者の職場復帰支援まで総合的に実施されるよう、事業のさらなる改善を図ることとする。</p>	<p>引き続き事業場でのメンタルヘルス対策の促進を図るため、平成25年度予算概算要求を行った。</p> <p>○平成25年度予算要求額：884百万円の一部(予算(案)：813百万円の一部)</p>	○	—
34	ふるさとハローワーク推進事業	<p>本事業は、地方公共団体(市町村)が講ずる雇用対策に、全国ネットワークの国の職業紹介サービスを組み合わせて実施することにより、地域の実情を踏まえたきめ細やかな就職支援サービスを提供し、求職者の就職促進を図るものである。このため、就職件数を成果目標としており、年々増加していることから有効な事業であるといえる。一方、依然として地域ごとに雇用情勢に差がみられるため、本事業は、引き続き実施することが必要である。</p> <p>なお、都道府県連携型のふるさとハローワークについては、県の要望により子育て世帯、障害者などに重点をおいた支援を行っていた地域もあったが、これらの方々については、幅広い支援機関が連携の上、一体的に支援することが効果的であると考えられるところ、都道府県や関係機関との連携協力をより強化した新たな事業が設けられたことから、平成23年度末をもって廃止した。</p>	<p>引き続き地域の実情を踏まえた就職支援サービスを提供し、求職者の就職促進を図るため、平成25年度予算概算要求を行った。</p> <p>○平成25年度予算要求額：838百万円(予算(案)：830百万円)</p>	○	—
35	大都市圏における非正規労働者の就業支援体制の整備	<p>本事業は、平成20年末以降、世界的な金融危機の影響による厳しい雇用情勢の中で、非正規労働者総合支援センター等において、担当者制によるきめ細かな就職支援を推進することで、非正規労働者に対する雇用のセーフティネットとしての役割を果たすことができた。</p> <p>一方で、雇用者に占める非正規労働者の割合は、現状も高水準で推移しており、非正規労働者の職業能力の形成、生活の安定が図られないだけでなく、さらには低所得に起因する未婚率の上昇や少子化の加速、低い公的年金の加入状況による将来的な生活保護世帯の増加等、我が国の経済社会にとって深刻な影響があることから、引き続き、非正規労働者に対するきめ細かな就職支援が必要とされている。</p> <p>ただし、より一層、効率的な業務運営を図る必要がある。</p>	<p>引き続き非正規労働者の安定した就職を支援するため、平成25年度予算概算要求を行った。</p> <p>○平成25年度予算要求額：2,094百万円(予算(案)：2,094百万円)</p>	○	—
36	介護労働者の人材確保及び雇用管理改善の支援事業	<p>当該事業は、潜在的有資格者等に対する就業に受けた支援及び介護労働者の雇用管理改善を行うことができるため、人材不足の解消や離職率の低下に寄与すると考えられる。一方、現状では、更なる人材確保が必要とされていること、離職率が全産業平均と比べ高くなっていることから、引き続き当該事業を実施していく必要がある。</p>	<p>福祉・介護サービス分野における安定的な人材の確保・定着を図るため、平成25年度予算概算要求を行った。</p> <p>○平成25年度予算要求額：3,041百万円(予算(案)：3,038百万円)</p>	○	—
37	若年者等試行雇用事業の実施	<p>若年者等試行雇用事業は、職業経験、技能、知識等が不足しており就職が困難な場合が多い若年者に対して、事業主が一定期間試行雇用することにより、その適性や業務遂行可能性を見極めることができ、また、試行雇用後は約8割の者が正規雇用への移行していることから、若年者の雇用の安定に向けた手段として有効かつ効率的に機能していると評価できる。</p> <p>今後は「若者雇用戦略」を踏まえ、当該事業を実施していく予定である。</p>	<p>引き続き若年者等の雇用環境の改善を図るため、平成25年度予算概算要求を行った。</p> <p>○平成25年度予算要求額：6,460百万円(予算(案)：6,460百万円)</p>	○	—

38	地域生活定着促進事業	<p>本事業により、センターが全国47都道府県(北海道は2ヶ所設置のためセンター数は計48ヶ所)に整備された。それによって、全国的な司法と福祉のネットワークが構築され、帰住地調整を実施する上で広域調整も可能となった。その結果、センターにより帰住地調整支援を受けた者が着実に増加しており、本事業は効果を上げていると評価できる。</p> <p>また、平成24年度より、国庫補助額を増額することでセンター職員の人員体制強化を図っており、それによって地域生活移行後も定着のための継続的なフォローアップが可能となり、地域生活定着支援のより一層の促進を図っているところである。引き続き、矯正施設退所者の社会復帰及び地域生活への定着を支援し、再犯防止対策に資する必要がある。</p>	<p>矯正施設退所者等の社会復帰及び地域生活への定着の促進を図るため、平成25年度予算概算要求を行った。</p> <p>○平成25年度予算要求額: 25,600百万円の内数(予算(案): 25,000百万円の内数)</p>	○	—
39	福祉人材確保緊急支援事業	<p>介護職員数は着実に伸びていることから、本事業について一定の評価はできるものの、今後ますます増加する介護ニーズに対応するためには、更なる人材確保対策の推進が必要であったことから、平成24年度に本事業を廃止するとともに、同様に福祉・介護人材の確保を目的とする障害者自立支援対策特例交付金に基づく基金事業について内容の見直しを図り、本事業と基金事業の統合を図った。</p>	<p>障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金事業の内容を見直し、基金事業と本事業との統合を測つたため、本事業は平成23年度限りで廃止した。</p>	—	—
40	訪問看護支援事業	<p>本事業の実施により、個々の訪問看護ステーションで行っている業務の効率化が図られ、本来業務である訪問看護に時間をかけられるようになることで、より訪問看護サービスの提供量が増加し、在宅療養の推進が図られていると評価できる。一方で、センター設置都道府県の拡大や担当地区が広域のため、実際の活動において十分な機能を果たせないという課題がある。</p>	<p>訪問看護サービスを安定的に供給できる体制を整備し、在宅療養の推進を図るため、平成25年度予算概算要求を行った。</p> <p>○平成25年度予算要求額: 209百万円(予算(案): 61百万円)</p>	○	—
41	認知症対策等総合支援事業	<p>本事業を実施し、地域の実情に応じて認知症高齢者やその家族等に対する支援を効果的に行うことにより、医療・介護・生活支援サービス等が切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けて着実に状況は進展しているものの、今後、高齢化の進展により認知症高齢者が増加することから、引き続き本事業を実施していく必要がある。</p>	<p>引き続き都道府県等へ認知症施策の推進に対する支援を行うため、平成25年度予算概算要求を行った。</p> <p>○平成25年度予算要求額: 6,250百万円(予算(案): 3,169百万円)</p>	○	—
42	昆虫媒介疾患対策事業	<p>本事業を実施することにより、途上国におけるIVM施策の普及や、NTD新規発症例の低下など、NTD対策には着実な進捗が見られている。しかしながら、グローバル化による人口増加と人の移動、都市化に伴う劣悪な衛生環境の貧困層やスラム街の増加、家畜や媒介生物の動き、気候変動による地理的因果関係などの影響により依然NTDは途上国に暮らす人々の脅威であり、引き続き援助が必要である。</p>	<p>アフリカ等における昆虫媒介疾患を減少させ、国際社会への参画・貢献することを推進するため、平成25年度予算概算要求を行った。</p> <p>○平成25年度予算要求額: 71百万円(予算(案): 72百万円)</p>	○	—

※継続評価書(事後評価)については、平成24年10月11日付けで総務省宛て送付している。

<成果重視事業に関する事業評価(事後評価)>

[概算要求への反映欄]

- 平成25年度予算概算要求への反映を実施
- － 平成25年度予算概算要求への反映を実施せず

[機構・定員要求への反映欄]

- 機構・定員要求への反映を実施
- － 機構・定員要求への反映を実施せず

No.	事業	評価結果の概要	評価結果の政策への反映状況		
			反映の内容	概算要求への反映	機構・定員要求への反映
43	厚生労働省ネットワーク(共通システム)最適化事業	ネットワークの統合及び中核的LANシステム更改については、専門的な知見を有する者(以下「支援業者」という。)を活用した。これにより、調達手続における実態調査や業務改善分析を踏まえ、競争性・公平性・透明性を確保しつつ、要件定義、調達仕様書作成作業、構築・移行時の進捗の適正な管理、移行方法の妥当性審査、成果物の検収等を的確かつ確実に実施することができた。その結果、統合ネットワークの更改の調達を終えた時点で、最適化計画の経費削減目標値を上回る削減効果(2,167,665千円:暫定値)と業務処理時間削減目標値2,250時間に繋がったものであり、支援業者を活用した調達の実施は有効かつ効率的な取組であったと言える。	平成24年度をもって最適化計画が完了する見込みであり、成果重視事業としての平成25年度予算概算要求は行わなかった(厚生労働省ネットワーク(共通システム)の運用経費として所要額を要求)。	－	－
44	公的年金業務の業務・システム最適化事業	本最適化計画は、新たな年金制度の検討状況を踏まえつつ取り組むこととしており、削減経費及び削減業務処理時間について、平成23年度においては、最適化の効果は発現しない。 オンライン申請について、利用促進策等を推進した結果、重点手続(16手続)の利用率が前年度に比べ上昇した。	平成25年度予算概算要求を行った。 ○公的年金業務の業務・システム最適化事業 平成25年度予算要求額: 5,622百万円(予算(案)): 4,392百万円)	○	－
45	労働保険適用徴収業務の業務・システム最適化事業	最適化計画の第一段階において、システムコスト削減を目的とするメインフレームのオープン化を実施し、目標の経費削減(約14億円)を実現したところであり、第二段階として業務の効率化及び事業主の利便性向上等を内容とする最適化を進めているところである。これにより目標である削減経費約21億円及び削減業務処理時間(職員約125千時間、非常勤約58千時間)を達成できる見込みとなっており、有効かつ効率的な取組であるものと評価できる。 オンライン申請について利用促進策を推進した結果、利用率は前年度に比べ向上したが、目標値の達成には至らなかった。	平成24年度をもって最適化計画が完了する見込みであり、成果重視事業としての平成25年度予算概算要求は行わなかった(労働保険適用徴収システムの運用経費として所要額を要求)。	－	－

※成果重視事業に関する事業評価書(事後評価)については、平成24年10月11日付けで総務省宛て送付している。

<研究事業に関する事業評価(事後評価)>

No.	事業(研究課題数)	評価結果の概要	評価結果の政策への反映状況
46	行政政策研究事業(40)	<p>研究成果は学術誌に掲載されているとともに、行政的課題の解決に役立っている。</p> <p>行政的要請に応じて分類した5つの研究分野(Ⅰ行政政策研究分野、Ⅱ厚生科学基盤研究分野、Ⅲ疾病・障害対策研究分野、Ⅳ健康安全確保総合研究分野、Ⅴ健康長寿社会実現のためのライフ・イノベーションプロジェクト)について、それぞれ要請されている要素を明確に整理し、それぞれの領域で行政的に必要な研究課題の公募がなされている。</p> <p>また、研究班を構成する研究者等の協力により広範な症例が収集されるなど、研究は効率的に実施されているとともに、保健医療福祉の現場にある実践者の積極的な協力が保健医療福祉分野の現状把握と課題の解決に大きな役割を果たしている。併せて、限られた予算の中で、必要性、緊急性が高く、予算的にも効率的な研究課題が採択され、研究が実施されているとともに、評価方法についても適切に評価され、各研究事業の評価委員会における評価委員がその分野の最新の知見に照らした評価を行い、その結果のもとに研究費が配分されている。</p>	<p>計573件につき、今後同種の政策の企画立案や次期研究課題開発の実施に際し反映する予定である。</p>
47	厚生労働科学特別研究事業(7)		
48	先端的基盤開発研究事業(36)		
49	臨床応用基盤研究事業(33)		
50	成育疾病克服等次世代育成基盤研究事業(6)		
51	第3次がん総合戦略研究事業(31)		
52	生活習慣病・難治性疾患克服総合研究事業(210)		
53	長寿・障害総合研究事業(52)		
54	感染症対策総合研究事業(39)		
55	地域医療基盤開発推進研究事業(37)		
56	労働安全衛生総合研究事業(6)		
57	食品医薬品等リスク分析研究事業(71)		
58	健康安全・危機管理対策総合研究事業(5)		

※研究事業に関する事業評価書(事後評価)については、平成24年10月11日付けで総務省宛て送付している。

<租税特別措置に関する事業評価(事後評価)>

No.	事業	評価結果の概要	評価結果の政策への反映状況
59	社会保険診療報酬の所得計算の特例の存続	小規模医療機関は、事務処理担当者を雇えないところも多く、その場合は医療従事者自らが事務処理に当たっている。事務処理の中でも、専門的知識を要する税務処理はかなりの時間を要するものであり、この税務処理に係る負担を直接的に軽減することにより、医業に専念し、地域医療を適切に行う時間・環境を確保するためには、実際の経費の計算にかわり、概算経費率を利用できる本措置が妥当である。	国民に良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を維持し続けるため、当該措置を在続することとする。

※租税特別措置に関する事業評価書(事後評価)については、平成24年9月7日付けで総務省宛て送付している。